

大田区諮問第 114 号答申

1 審査会の結論

大田区長（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 12 月 15 日付け 4 福障発第〇〇号によって行った自己情報開示等決定及び令和 5 年 2 月 9 日付け 4 〇福発第〇〇号によって行った自己情報開示等決定（以下「本件処分」という。）は、相当である。

2 請求の内容

審査請求人と〇〇職員との対話内容について、障害福祉課及び関係部署が当時の状況を聞き取った一切の内容。令和 4 年 11 月 9 日、「令和元年 11 月の〇〇職員から発せられた『私にはできません』という発言に対して障害福祉課及び関係部署が〇〇職員から聞きとった内容の一切について請求する」旨であることを架電にて審査請求人に確認したとの補記がなされている。

3 審査の経過

令和 5 年 11 月 30 日 諮問を受け、実施機関から説明を聴取し、審査した。
令和 6 年 1 月 11 日 審査した。

4 審査請求の理由及び実施機関の弁明に対する反論

(1) 審査請求の理由

ア 当事者の回答の主要部分の全部が黒塗りで非開示であり事実関係の確認が不可能である。

イ 非開示理由が大田区個人情報保護条例（平成 10 年条例第 66 号。以下「条例」という。）第 18 条の 2 第 2 項第 3 号にあたるか疑わしい。特権的に乱用している。

ウ 関係する 3 年間の一切の内容と請求したが、事情徴収（原文ママ）だけと「請求の内容」を勝手に変更された。

(2) 実施機関の弁明に対する反論

ア 実施機関から、開示請求後に「開示請求に係る保有個人情報著しく大量である」という説明があったが、口頭意見陳述では、今回開示された内容が

全部である旨の発言がなされており、これで全部か疑わしい。

イ 開示することにより実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれは、単なる確率論的な可能性があるに過ぎず、直接的かつ合理的な理由にならない。

ウ 障害者差別解消法に係る調査は、確認した内容や質問に答えた内容等を外部に漏らさないことを前提として行われている、というのは行政内部の課題であり、そうした記録の開示を要求する仕組みが情報開示請求権である。

エ 非開示の正当性は精査されるべきである。

5 実施機関の弁明の要旨

(1) 本件処分の根拠法令

条例第 18 条の 2 第 1 項では、自己情報の開示の請求があったときは、当該自己情報を開示しなければならない旨を規定しているが、同条第 2 項では、適用除外事項を定めている。同項第 3 号では、「取締役、調査、交渉、照会、争訟等に関するもので、開示することにより実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがあると認められるもの」に該当する自己情報については、開示しないことができる旨を規定している。

(2) 審査請求及び反論書に対する意見

ア 自己情報開示等請求の内容について

令和 4 年 11 月 1 日付け自己情報開示等請求（以下「本件開示請求」という。）では、「私と〇〇職員との対話内容について、障害福祉課および関係部署が当時の状況を聞きとった一切の内容」となっている。対象文書を特定するにあたり、「当時の状況」だけでは不明確であり、具体的な状況を確認の上補記を行ったものである。

「聞きとった一切の内容」は、「事情聴取の内容」を指していると判断できるため、開示対象となる文書は「聴取記録票」、「聴取記録表」及び「次第」であり、これで全てである。

イ 非開示が根拠法令に該当することについて

審査請求人と〇〇職員の対話内容について、障害福祉課及び〇〇地域福祉課が聞き取った内容は、審査請求人が求めている「私と〇〇職員との対話内容について、障害福祉課および関係部署が当時の状況を聞きとった一切の内容」にあたるものであるが、これは条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号の「調査」に該当するもので、開示しないことができるものである。

ウ 非開示が正当であることについて

調査で得られた発言等を公開することで、調査で率直な発言ができなくなるおそれがあることについては、蓋然性が高い。調査を適正に実施するためには、非開示とすることに理由がある。

6 審査会の判断

(1) 本件開示請求の対象とされた自己情報の範囲について

令和4年11月1日付け自己情報開示等請求書には、「私と〇〇職員との対話内容について、障害福祉課および関係部署が当時の状況を聞きとった一切の内容」と審査請求人により記されている。

これだけでは、いつ、何の話について聞き取ったものか不明であり、文書探索もできないことは明らかであることから、審査会は、特定を行うための作業は必須と考える。そして、審査請求人に電話にて確認を行った結果、令和元年11月に〇〇職員が審査請求人に対して、「私にはできません」という発言をし、それについて障害福祉課及び関係部署が〇〇職員から聞き取った内容の一切である、という旨の補記がされたという経緯であり、その後の審査請求書や反論書、意見書の主張を踏まえても、「令和元年11月の発言に関して聞き取りを行った内容」以外の文書を求める趣旨とは解されない。

そして上記にあたる文書は、障害福祉課及び〇〇地域福祉課から部分開示された文書のみであり、これ以外には存しない、というのが、実施機関の回答である。審査会としても探索してみたが、これ以上は自己情報（文書）を見つけることはできなかった。以上より審査会は、本件開示請求の対象とされた審査請求人の自己情報は、部分開示された計7頁の文書のみであることを覆すような事情を認めることはできない、と判断する。

(2) 実施機関の本件処分について

実施機関は、本件開示請求に対して、「条例第18条の2第2項第3号に該当」とし、部分開示をした。

部分開示が行なわれた計7頁の文書のうち、障害福祉課から部分開示された3頁は、いずれも〇〇職員に対する実施機関の「調査」内容が記されたものである。

また、〇〇地域福祉課から部分開示された4頁の文書についても、〇〇職員

に対する実施機関の「調査」内容が記されたものである。したがって、これらは条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号に該当するものといえる。

同号は開示しないことができる自己情報について、「開示することにより実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがあると認められるもの」という要件を加えている。一般的に調査がなされる理由としては、事実関係を把握し必要な対応策を取り、さらに実施機関の適正な運営に役立てることにあるところ、調査結果を開示することになれば、調査において被調査者が率直な発言をしなくなるおそれがあることは疑いない。そうなれば、適正な調査実施は叶わず、調査の目的が果たせないことになる。前述したことは、本件にも同様であり、実施機関が調査内容を記した文書を非開示としたことに、正当な理由がある、と弁明するのも首肯できる。

なお、これらの文書に記されているのは、全て調査内容であるところ、本来全部を開示しないことができるものであるが、一部については審査請求人との面談を通じて、審査請求人の知るところであることなどを理由に、部分開示としたということであり、審査請求人の利益を配慮した処分といえる。

審査会としては、実施機関が条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号を適用して上記処分を行ったことは、同号の趣旨にかなったものと判断する。

- (3) 審査請求人は、「開示することにより実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれは、単なる確率論的な可能性があるに過ぎず、直接的かつ合理的な理由にならない」「障害者差別解消法に係る調査は、確認した内容や質問に答えた内容等を外部に漏らさないことを前提として行われている、というのは行政内部の課題であり、そうした記録の開示を要求する仕組みが情報開示請求権である」「非開示の正当性は精査されるべきである」などと主張する。

しかし、審査請求人が開示請求した文書は、条例第 18 条の 2 第 2 項第 3 号に該当する文書であり、これを開示することにより実施機関の適正な事務の執行を妨げるおそれがあると認められることは先に判断したとおりである。非開示により、事実関係の把握が十分にできないとしても、同号の要件を充たすのであれば、非開示は正当であり、審査請求人の主張はいずれも審査会の判断を左右するものではない。

- (4) その他、審査請求人は種々主張を展開しているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

なお、審査請求人は当審査会における口頭意見陳述の実施を強く希望するけれども、審査請求書、弁明書、反論書、意見書、対象文書を含めた書面審理及び審査庁によって行われた口頭意見陳述の議事録によって審査会としての判断を下すには十分な根拠が得られたので、審査会としては、口頭意見陳述を実施する必要はないと判断した。

(5) したがって、実施機関の判断に誤りはなく、本件処分は適法かつ相当になされたものと認められる。以上の次第であり、前記「1 審査会の結論」のとおり判断する。

大田区情報公開・個人情報保護審査会

会長 板垣 勝彦

委員 黒野 徳弥

委員 浦岡 由美子